

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（1/3）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－3－4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－3－4－3 顧客情報管理</p> <p>(1)意義 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>(2)主な着眼点 ①（略） ②（略） （新設）</p>	<p>Ⅱ－3－4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ－3－4－3 顧客情報管理</p> <p>(1)意義 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。 <u>特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</u></p> <p>(2)主な着眼点 ①（略） ②（略） ③ <u>個人である顧客に関する情報については、施行規則第 13 条の6の5に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護法ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置</u></li> <li>・ <u>実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置</u></li> </ul> </p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（2/3）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>③ <u>個人顧客に関する情報の伝達については、原則として、事前に書面等により当該顧客の同意を得ることとしているか。</u></p> <p>④ <u>顧客情報が漏洩した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p>(3) 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-4-4 (略)</p>	<p>④ <u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、施行規則第13条の6の7に基づき、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u> <u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働組合への加盟に関する情報</li> <li>・民族に関する情報</li> <li>・性生活に関する情報</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>⑤ <u>顧客情報の漏洩等が発生した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p>(3) 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-4-4 (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（3/3）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－3－4－5 銀行の事務の外部委託                      (1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点                      ① 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む)が図られているか。</p> <p>イ. ～ ハ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三. クレーム等について顧客から銀行への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。</p> <p>Ⅱ－3－4－6                      (略)</p>	<p>Ⅱ－3－4－5 銀行の事務の外部委託                      (1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点                      ① 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む)が図られているか。</p> <p>イ. ～ ハ. (略)</p> <p><u>二. 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、施行規則第 13 条の6の5に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u></li> <li>・ <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u></li> </ul> <p>ホ. クレーム等について顧客から銀行への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。</p> <p>Ⅱ－3－4－6                      (略)</p>